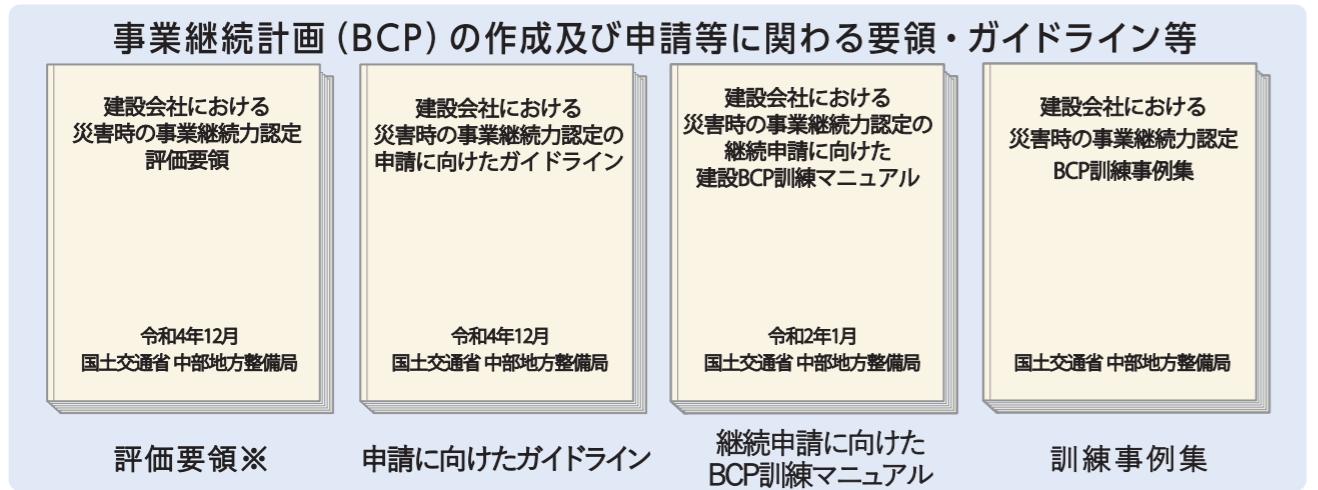
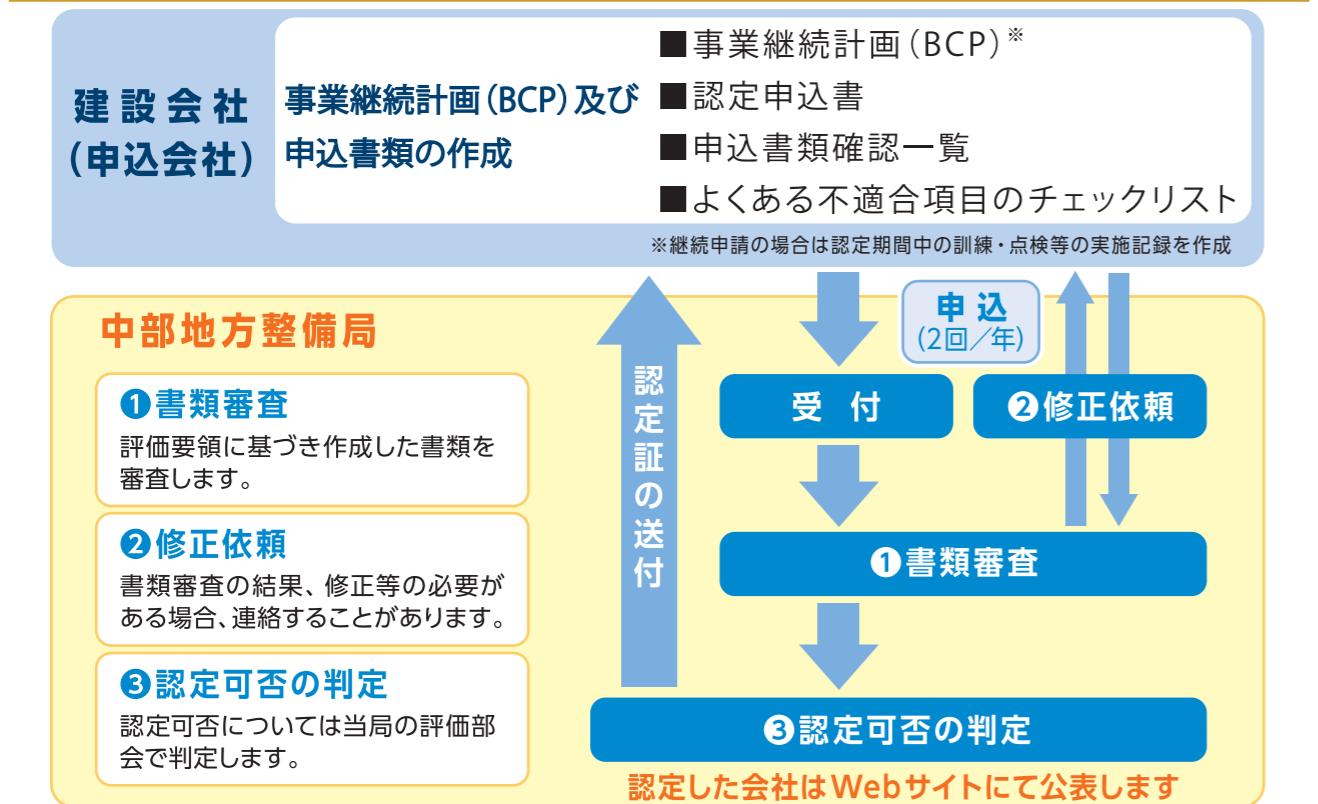


▶申請手続き



申請手続きの詳細及び各種要領・ガイドライン等はWebサイトをご覧ください

※港湾空港関連に関する申請の場合、別途Webサイトより「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領(港湾空港専門項目)」をご確認ください。

申込受付・問合せ先

▶一般土木関連

中部地方整備局
災害対策マネジメント室

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館

TEL.052-685-0533

中部地方整備局事業継続力認定制度Webサイト
https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/bcp_nintei/index.html

▶港湾空港関連

中部地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課

〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
NUP・フジサワ丸の内ビル(丸の内庁舎)

TEL.052-209-6328

中部地方整備局事業継続力港湾空港関係の認定制度Webサイト
<https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/13225/20410/>

中部地方整備局 建設BCP認定

検索



中部地方整備局 港湾空港 建設BCP認定

検索



(R4.12)

建設会社における 災害時の事業継続力認定制度



▶大規模自然災害に備えた事業継続計画(BCP)の必要性

▶大規模自然災害に備えた事前防災の重要性

近年、気候変動の影響により全国各地で激甚な被害をもたらす水災害(河川氾濫、内水氾濫、土砂災害等)が多発しているほか、南海トラフ巨大地震や富士山の火山噴火など大規模な自然災害の発生が危惧されています。

その中でも南海トラフ地震においては、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100~150間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。今後30年以内に発生する確率は70~80%であり、南海トラフ地震発生の切迫性が高まっています。

そのような状況の中、大規模な自然災害直後から救命救助活動が可能となるよう道路啓開等にいち早く着手し、迅速に応急復旧対応及び二次災害の防止が実施できるよう事前防災の取り組みが重要になっています。

▶事業継続計画(BCP)とは

BCPとは、不測の事態(災害や事故などによる被害)が発生した場合でも、重要業務が中断せず、また中断した場合でも可能な限り短い時間で再開できるように、平常時から災害時の体制や対応方法、重要業務継続に必要な資源の確保・調整手段等を前もって取り決めておく計画です。

▶策定効果①事業活動への早期復旧

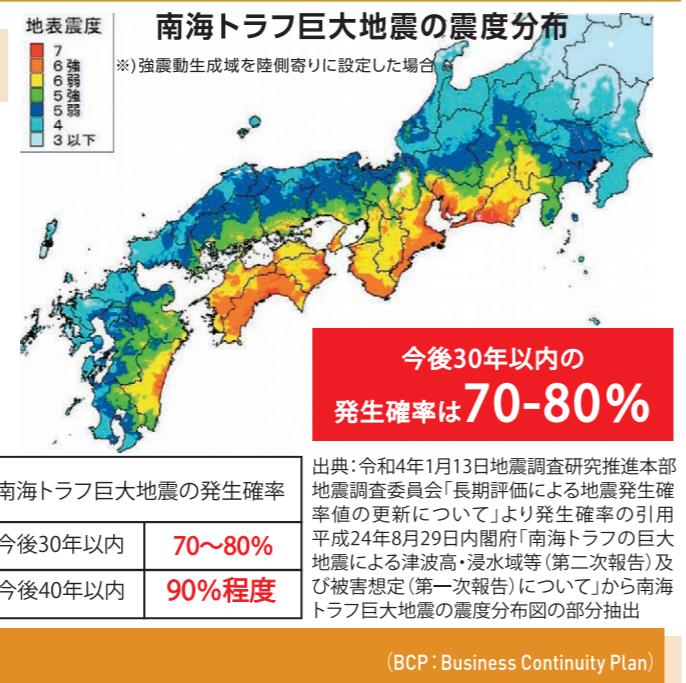
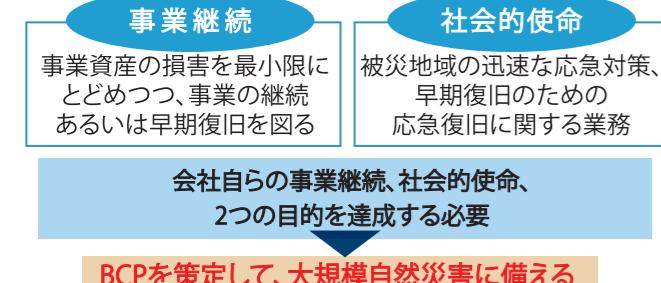
事前に備えることで、発災後の事業活動の継続、早期復旧が可能となり、経営リスクの回避につながります。



出典:中小企業庁ウェブサイト BCP関連資料「BCPの有無による緊急時対応シナリオ例」をもとに加工

▶策定効果③社会的評価の向上

地域住民の日常生活を取り戻す役割として期待に応えることで社会的評価の向上にもつながります。

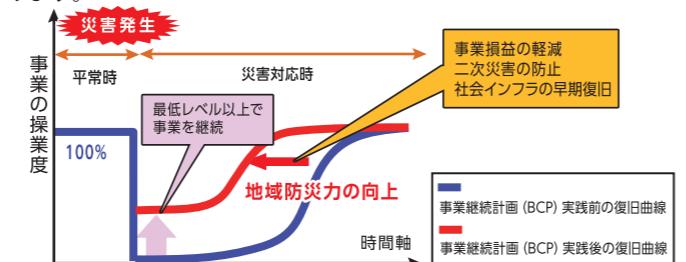


自社の事業継続だけでなく、建設業界・地域社会・社会全体において、様々な効果が期待されます。



▶策定効果②地域防災力の向上

BCPの策定により、事業活動の早期復旧が可能となり、建設業界に期待されている迅速な応急復旧、社会インフラの早期復旧に貢献出来、地域の防災力の向上や地域社会への貢献につながります。



▶行政機関と建設業界の協働

災害発生時の早期復旧をするためには、行政だけでなく、官民一丸となった体制作りが不可欠です。



▶事業継続力認定制度

南海トラフ地震等の大規模自然災害の発生が懸念されるなか、中部地方整備局では、発生直後から行政機関と建設業界が連携して災害対応に取り組んでいくことが重要であると考えています。そのため、建設会社において、災害時に事業活動が継続できる体制を整えておくことが必要となります。

そこで、中部地方整備局管内の建設会社が備えている事業継続力を評価し、適合した建設会社に対して認定および公表することにより、建設会社における事業継続計画(BCP)の策定を促進し、もって管内の災害対応の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上、ひいては地域防災力の向上を目的として認定制度を設けています。

▶事業継続力認定制度の概要

- 認定対象
- ・建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが中部地方整備局管内にある。
 - ・中部地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格を有する建設会社。
- 申し込み期間
- 2回/年(詳細の申込期間はHPをご覧ください)
- 認定証有効期間
- 新規・継続ともに3年間※
- 認定の方法
- 提出された書類により評価



※「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の次期改定「R5ガイドライン」から入札契約時において評価の対象となります。

▶事業継続力認定制度で求める主な内容

